

調布市の受動喫煙防止等対策に関する取組方針

1 策定の背景

我が国の受動喫煙防止対策は、平成12（2000）年に策定された「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」において「たばこ」に関する目標の一つとして「公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及」を掲げ取り組んでいるほか、平成15（2003）年に施行された健康増進法第25条に基づき、各種の取組が推進されてきた。

また、2005年には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効され、2007年に「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された。我が国も条約の締約国として、たばこ対策を一層推進することとされている。

こうした中、平成28（2016）年に厚生労働省が取りまとめた「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する報告書」では、国内の受動喫煙が原因と考えられる死亡者は年間約1万5千人と推定され、市民を受動喫煙による健康被害から守る更なる取組が求められている。

他方、2010年には、WHO（世界保健機構）とIOC（国際オリンピック委員会）により、たばこのないオリンピックを共同で推進することが合意された。既に2008年の北京オリンピック・パラリンピック競技大会以降、東京を除く全ての開催地及び開催予定地で受動喫煙防止対策が講じられている。ラグビーワールドカップ2019™日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国及び地方自治体は受動喫煙防止対策の強化が求められる。

そうした中で、国では健康増進法の改正案が閣議決定され、東京都では子どもを受動喫煙から守る条例の施行（平成30年4月）に加え、東京都受動喫煙防止条例（仮称）の案が示された。このような状況を踏まえ、市として今後の具体的な受動喫煙防止等対策を推進するため、基本的な方針（以下「取組方針」という。）を定めるものである。

2 目的

取組方針は、市民の受動喫煙による健康被害を未然に防止することにより健康増進を図ることを目的とする。さらに調布市は、上記の両大会の競技会場となることから、大会前や大会期間中はもとより、大会後においても引き続き、調布市を訪れる方々の受動喫煙による健康被害を防ぐことを目的とする。

3 取組方針の位置付け

取組方針は、国の健康日本21、調布市民健康づくりプランに示した受動喫煙の防止に関する方向性を踏まえ、市の受動喫煙防止等対策の基本的な考え方を明らかにするため策定する。

この取組方針に基づき、関連する各部署の様々な受動喫煙防止等対策を連動させ、国や東京都及び関係団体など多様な主体と連携・協働することにより組織横断的に取り組んでいく。

4 受動喫煙防止等対策の基本的な考え方

(1) 市が管理する公共施設の受動喫煙防止等対策の推進

調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針に基づく全面禁煙の施設を拡大するとともに、施設の態様や利用状況を考慮し分煙措置を講じている施設においては、受動喫煙の影響がより減少するよう対策を行う。

(2) 屋外における受動喫煙防止等対策

多くの人々が利用する駅周辺では、喫煙所からの煙や路上喫煙に関して受動喫煙防止対策を望む声が多く寄せられていることを踏まえ、駅周辺での路上喫煙禁止区域を設定する。

また、市立の公遊園での受動喫煙防止対策を講じる。

(3) 子ども・妊婦を守る受動喫煙防止等対策

市の管理する施設や敷地または公園等を使用して、子ども・妊婦が参加するイベントを行う場合の受動喫煙防止等対策を強化する。

(4) 受動喫煙防止対策が講じられている民間施設の登録・周知

受動喫煙がなく安心して食事ができる環境づくりを商工会等とも連携しながら推進し、受動喫煙防止対策を実施している市内飲食店を「調布

市受動喫煙ゼロの店」として登録，公表する。また状況に応じて対象施設を拡大する。

(5) 市民・関係団体との連携

市民や，受動喫煙防止等対策を推進している医師会，歯科医師会，薬剤師会をはじめ，関係団体等と連携し各種の取組を推進する。